

## 【~~食品表示法~~】 → 【総額表示義務化について】

※今回は総額表示義務化開始が近づいてきたのでそちらについてご案内します。

### ～表示関連番外編①～

消費税における総額表示の”特例”が2021年3月31日に終了します。

2021年4月1日より「総額表示が義務化」となります！

＜総額表示義務とは？＞

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者が、**値札やチラシなどに、その価格を表示する際、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。**消費者に対して商品の販売などを行う場合、小売段階の価格表示をする時は総額表示が義務付けられます。総額表示義務とは、消費税課税事業者に義務づけられたものです。

⇒事業者間での取引や、口頭での案内は総額表示義務化の対象にはなりません。

＜対象となる表示媒体は？＞

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ・ 商品のパッケージなどへ印字、あるいは貼付した価格表示
- ・ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告・メニュー、ポスター、看板など

税込価格

税込価格  
本体価格

本体価格+税



つまりは、「消費税を含む総額を、お客さんに分かりやすく表示しなければいけない！」という義務になります。まずは、どのような表示方法で統一していくのか…などの方針を検討していく必要があります。今回は具体的な表示例について触れていきます。



参考：国税庁HP、(株)サトーHP 内容に関するお問い合わせは、弊社 担当者までお問い合わせください。

## 【環境】

### 「グリーンリカバリー」って何のこと？

～コロナからの回復、温暖化対策と一緒に～

新型コロナウイルスの流行による経済停滞からの回復を地球温暖化対策と一緒に進めようという考え方。

1

日本語で  
「緑の復興」

2

コロナ禍で減った世界の温室効果ガスの排出をリバウンドさせないように国連などの国際機関が各国に促している。

3

コロナの影響で一時的には温室効果ガスが減ったが長期的な温暖化を止めるほどの効果はない。

4

しかも、経済の痛みを伴う形で温室効果ガスが減っても意味がない。

5

再生可能エネルギー等のインフラや新しい技術開発に多くのお金をかけ、経済の成長にも繋げる「一石二鳥」を目指す。

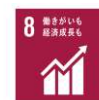
6

様々な研究チームによれば雇用の創出や賃金アップなど経済的な観点からも大きな利益をもたらすという。

7

しかしながら化石燃料に関連する業界では大量の失業者も想定される。取り残される人を出さない仕組みも必要。

8



## 【HACCP】スポンジの色別管理の提案

ブラシ・スポンジは色を分けて使用することにより、**交差汚染や異物混入を防ぐ**ことができます。

色分けのやり方はお客様ごと異なりますが、使用方法の例を紹介したいと思います。

### 【例1】

スポンジを**異物混入対策用の青色**を使用する。  
たわしも**毛が抜けやすい物ではない物**を使用する。

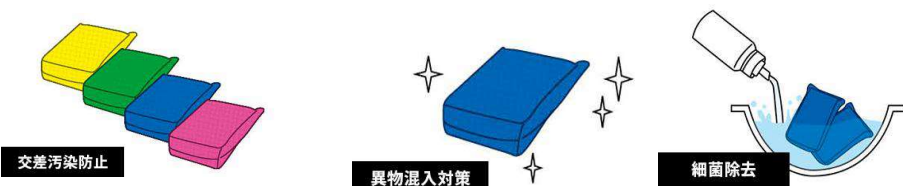
### 【例2】

取り扱う**食材に合わせて色を分けて使用**する  
**鮮魚→青色 精肉→赤色 青果→緑色 惣菜→黄色**  
逆に異物混入を意識するのであれば、その現場で出にくい色を用いる方法もあります。

### 【例3】

**色を交換時期の目印に使用**する。  
一定期間ごと交換することにより、劣化した物を使用した時の異物混入を防ぐことができます。  
1週間ごと交換するとして、7日、14日、21日、28日に交換を行うと決めます。そのうえで1週目は青色、2週目は緑色、3週目は黄色、4週目は赤というように分けておけば交換していない物を一目で判別することができます。

青	緑
7 1週目	14 2週目
黄	赤
21 3週目	28 4週目



## 【食品衛生法】営業許可制度の見直しについて

令和3年6月1日より施行

### 届出不要な業種

	業態	公衆衛生上のリスク	具体的な業種
1	容器包装に入れられた常温保存食品のみを保管・販売する営業	食品自体の安定性が高く、食中毒のリスクが低い。	食料品店 駄菓子屋 酒屋  ※合わせて紙パック等の要冷蔵飲料、アイス・氷菓等の販売を行う場合は届出が必要。
2	食品そのものを直接取り扱わない(伝票のやり取りのみの)営業	—	輸入業 卸売業 器具・容器包装の販売業
3	顧客(荷主)との契約や約款により食品を取り扱う営業	衛生管理の責任は荷主側にあり、荷主が保管・運搬の部分も含めて計画を作成。	輸送業(宅配便等を含む。) 常温倉庫業(冷蔵・冷凍倉庫業は届出の対象)
4	缶、瓶等の包装食品の自動販売機	—	—
5	農業において生産者団体が行う取組	清潔で衛生的に食品を取り扱う必要があることから、生産者団体等による自主的な衛生管理を行うものとする。	生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調整、及び、カントリーエレベーター・ライセンスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務

**※公衆衛生への影響が少ない業種は営業届出が不要です**